

町 会 規 約
自 主 防 災 会 規 約

松ヶ崎町会

令和6年4月7日改正

松ヶ崎町会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、松ヶ崎町会と称し、事務所を松ヶ崎集会所に置く。

(組織)

第2条 本会は、松ヶ崎に居住する世帯を会員として組織し、運営を円滑に行うために町会内に地区を置く。

- (1) 須賀地区
- (2) 西原地区
- (3) 西坪地区
- (4) 仲坪地区
- (5) 竹ノ台上地区
- (6) 竹ノ台下地区

2 各地区に班を置く

(目的)

第3条 本会は、行政連絡及び会員相互の親睦を図ると共に明るい文化の街をつくり、福祉の増進と地域全般の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 所轄官署との行政連絡及び会員への連絡
- (2) 環境、衛生、防火、防犯及び厚生等に関する事項
- (3) 郷土の文化財保存のための協力
- (4) 町会内各種団体（婦人会、親子会、そよかぜ子供会、よったいな、松ヶ崎水と緑の会、消防団、ふる里カフェ）その他への協力援助
- (5) その他目的達成のため必要な事項

(役員)

第5条 本会に次の役員を置き、任期を2年とし留任及び兼任を妨げない。

- (1) 町会長 1名
- (2) 副会長 4名以内 会計、書記を兼任
- (3) 評議員 各地区より3名以内
- (4) 監査 2名
- (5) 班長 各班1名とし任期については実情を勘案する。
- (6) 相談役及び顧問を置くことが出来る。

(役員を選出)

第6条 役員を選出方法は、次の通りとする。

- (1) 会長、副会長、監査は、定例総会において選出する。
- (2) 評議員は、各地区の会員により選出する。
- (3) 班長は、班内の会員により互選する。
- (4) 相談役、顧問は会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 役員職務と運営方法は次の通りとする。

- (1) 会長は会を代表し、行政連絡員を兼ね、会務を統括し、会議の議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 評議員は、地区を代表する役員として本会に協力し積極的に活動する。また評議員は、第6条に定められた地区内の改選年度の評議員を定例総会の前月末日までに会長に報告する。
- (4) 班長は、班の代表となり会の目的達成のため班員との連絡にあたる。
- (5) 相談役、顧問は役員との相談に応じる。

(会議)

第8条 町会の会議は、定例総会と役員会とする。

(定例総会)

第9条 定例総会は、4月中に開催し会長はこれを招集する。

2 定例総会は、本会の最高決議機関とし第5条に定められた役員で構成する。

3 定例総会においては、次の事項を決定する。

- (1) 役員選出
- (2) 予算、決算の承認
- (3) 規約の改正
- (4) 事業計画及び報告
- (5) 各種団体に対する補助金の決定
- (6) その他必要と認めた事項

(役員会)

第10条 役員会は、会長が招集し会長、副会長及び評議員で構成する。会長が必要と認められた時には、町会内各種団体の代表者の参加を求めることができる。

2 役員会は定例総会の決定に基づき、一般の会務及び緊急事項について協議する。

3 役員会は会長、副会長及び評議員の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の過半数をもって議決する。但し賛否同数の時は議長がこれを採決する。

(本会の会計)

第11条 本会の会計全般は、会計が取り扱う。

2 本会の会計の種類は、松ヶ崎町会会計及び松ヶ崎施設会計とする。

3 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

4 本会の会計経費は、会費及び寄付金その他の収入をもって賄うものとする。

5 会員は、年間前納制とし、持ち家世帯4,000円、賃借世帯2,500円を納入しなければならない。但し、途中入会者の会費は、入会の月より年度末まで換算し納入するものとし、持ち家世帯月340円、賃借世帯月210円の割合とし、年会費を限度とする。

6 会員が年度途中で脱会する場合は、原則として前納分の残月相当分を返却出来るものとする。その他の場合は、会費の返却はしないものとする。

7 本会の会費は各評議員が集金し、会計の指定した日までに会計に届ける。ただし会長が認めた場合は、この限りではない。

8 本会の会費の改定は、役員会において決定する。

9 監査は、本会の会計を監査し、結果を定例総会に報告する。

10 予算及び決算は定例総会の承認を得なければならない。

(未記載事項の処理及び細則の制定)

第12条 本規約に記載なき事項が生じた時は役員会の決議を以て決する。

2 本規約に必要な細則の制定は役員会の決議を以て実施する。

(細則)

第1条 慶事等に於ける支出は役員会において決する。

2 弔事等に於ける支出は役員会において決する。

附則

この規約は昭和58年1月16日より施行する。

昭和62年4月 規約第11条4項の一部改正。

平成18年4月 規約第2条2項、第4条1項4号、第5条1項5号、第7条第1項第3号、
第10条1項、第11条4項、6項、第12条2項改正。

平成23年4月 規約第4条1項4号一部追加、第11条5項1号改正、第11条5項2号
追加。

平成25年4月 規約第5条1項2号改正。

平成28年4月 規約第5条1項3号改正。

令和2年4月 規約第4条1項4号一部追加。

令和6年4月 規約第1条、第6条1項1号、第11条5項改正。

松ヶ崎自主防災会規約

(名称及び事務所)

第1条 本組織は、松ヶ崎自主防災会（以下「本会」という。）と称し事務所を松ヶ崎集会所に置く。

2 災害発生時等には松ヶ崎集会所に防災本部を設置する。

(目的)

第2条 本会は、町会の協力の基に、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことを目的とする。活動目的は地震や火災等の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に関する災害防止に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導、早期復旧など応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材などの備蓄に関すること。
- (6) 火災予防運動に関すること。
- (7) その他防災組織の目的を達成するために必要な事項。

(構成員)

第4条 本会は松ヶ崎町会内に居住する者を以て構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 防災部長 1名
- (4) 班長 5名
- (5) 会計 1名
- (6) 会計監査 2名

2 役員は町会役員を以て構成する。

3 役員の任期は1年とする。但し再任することができる。

(役員の仕事)

第6条 会長は本会を代表して防災本部を統括し、地震などの発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 防災部長は班長を統括し指揮をとる。

4 班長は、防災本部の構成員となり、防災本部の運営にあたる。

5 会計は本会の会計を行う。

6 会計監査は会計の監査を行う。

(総会)

第7条 総会は町会の定例総会を以てこれに充てる。

2 総会は次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 予算及び決算に関する事。
- (3) その他総会で審議することが必要と思われる事。

(幹事会)

第8条 幹事会は本会の役員を以て構成する。

2 幹事会は次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出すべき事項。
- (2) 総会から委託された事項。
- (3) 防災計画の作成に関する事。
- (4) 事業計画に関する事。
- (5) その他、幹事会が特に必要と認めた事項。

(防災計画)

第9条 地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事項。
- (2) 防災知識の啓蒙に関する事項。
- (3) 防災訓練の実施に関する事項。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救護、避難誘導に関する事項。
- (5) その他必要な事項。

(予算及び決算)

第10条 本会の予算及び決算は総会の承認を経て決める。

(経費)

第11条 本会の運営に関する経費は、町会費その他の収入を以てこれに充てる。

(会計年度)

第12条 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(監査)

第13条 監査は毎年1回会計監査が行う。但し、必要がある場合は臨時に行うことができる。

2 会計監査は、監査の結果を総会に報告する。

附則

この規約は平成10年4月12日から施行する。

平成18年4月 旧規約第1条、第3条を第1条に統合、第1条2項追加。旧規約第4条1号、第8条1項、第10条2項4号、第11条を第3条1項3号、第7条1項、第9条2項4号、第10条改正。

令和6年4月 規約第1条第1項改正